

区長報告第十七号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、和解について平成二十六年五月十六日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十六年六月十八日

港区長 武井雅昭

記

一件名 清掃車の交通事故に係る和解

二当事者 甲 東京都北区栄町三番一号

富士交通株式会社

乙 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

三 事件の要旨

平成二十六年三月二十六日、港区芝一丁目十五番先の国道十五号道路上において、甲所有の乗用車が清掃車に追突した交通事故（以下「本件事故」という。）により、当該清掃車が損傷した。

四 和解条項

甲及び乙間で協議し、和解の合意に達したので、本件事故の処理について、次のとおり了解した。

- (一) 甲は、乙に対し、二十六万八千二百八円の支払義務があることを認める。
- (二) 乙は、その余の請求を放棄する。
- (三) 甲と乙は、甲と乙の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。